

加茂市排水設備指定工事店規則

改正 平成一二年三月二四日 規則第三号

平成十年三月三十日
規則 第三号

加茂市排水設備指定工事店規則（昭和六十三年規則第十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、加茂市下水道条例（昭和六十三年条例第二十号。以下「条例」という。）第七条第二項の規定に基づき、加茂市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 排水設備工事 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。

二 指定工事店 条例第七条第一項の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、市長が指定した工事業者をいう。

三 下水道排水設備工事責任技術者 財団法人新潟県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格し、公社に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

（指定工事店の指定要件）

第三条 市長は、次の各号に掲げる要件に適合しているものを指定工事店として指定することができる。

- 一 新潟県内に営業所があること。
- 二 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

三 責任技術者を選任していること。

四 次の各号のいずれにも該当しないこと。

イ 工事業者（法人にあつては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合

ロ 工事業者（法人にあつては代表者）が財団法人新潟県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程（以下「規程」という。）第十六条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから二年を経過していない場合

ハ 指定工事店が、第十一条第二項の規定により指定を取り消されてから二年を経過していない場合

ニ 工事業者が排水設備工事に関する業務において不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

ホ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第四号ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

（指定の申請）

第四条 指定工事店として指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書（様式第一号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人の場合は、住民票記載事項証明書、在留カード又は特別永住証明書の写し、経歴書及び前条第一項第四号イに該当しないことを証する書類

二 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

三 選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（規程第十四条第一項の規定に基づき公社理事長が交付した責任

技術者証。以下「責任技術者証」という。）の写し、選任責任技術者名簿（様式第二号）及び雇用関係を証する書類

四 誓約書（様式第三号）

五 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

六 営業所の平面図及び写真並びに付近の見取図

（指定工事店証及び標示板）

第五条 市長は、指定工事店として指定をした工事業者に対し排水設備指定工事店証（様式第四号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、店舗の見やすい場所に標示板（様式第五号）を掲示しなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を棄損又は紛失したときは、直ちに排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第六号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第十一条第一項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに指定工事店証を市長に返納しなければならない。また、第十一条第一項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を市長に返納しなければならない。

（指定の有効期間）

第六条 指定工事店としての指定有効期間は、指定を受けた日から五年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。

2 第十一条の規定により、指定工事店としての効力の停止があつたときは、その効力の停止期間は、前項の指定有効期間に算入するものとする。

（指定の継続）

第七条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定す

る日までに排水設備指定工事店継続指定申請書（様式第七号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類等については、第四条第二項の規定を準用する。

（指定工事店の義務）

第八条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び同条例施行規則並びにこの規則を守り、工事の施工にあたっては市長の指示に従うほか、次の各号に掲げる義務を負う。

一 排水設備の設計及び工事の施工の依頼を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒むことができない

二 工事は責任技術者の監理監督の下において、適正な材料を用い適正な価格で誠実かつ速やかに施工しなければならない。

三 指定工事店の名義を第三者に貸与し、又は請負った工事を第三者に請負わせてはならない。

四 条例第六条第一項の規定による市の検査には、立ち会わなければならない。

五 条例第六条第一項の規定による検査の結果不良と指摘された箇所については、市長の指示する期間内に補修しなければならない。

六 工事に係るかし担保責任の期間は、工事完了の日から一年とし、その期間内に故障が生じたときは、無償で修繕しなければならない。ただし不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によると認められる場合はこの限りでない。

七 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（指定の辞退及び異動の届出義務）

第九条 指定工事店は、第三条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに排水設備指定工事店指定辞退届（様式第八号）を市長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、直ちに排水設備指定工事店異動届（様式第九号）を市長に提出しなければならない。

- 一 商号を変更したとき。
- 二 営業所を移転したとき。
- 三 組織を変更したとき。
- 四 選任する責任技術者に異動があつたとき。
- 五 代表者に異動があつたとき。
- 六 住居表示、電話番号に変更があつたとき。
- 七 その他指定を受けたときの要件に重要な変更があつたとき。

(責任技術者の責務)

第十条 下水道に関する法令、条例、この規則並びに規程その他市長が定めるところに従い、排水設備等の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 条例第六条第一項の規定により、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

3 排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者からの要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第十一条 市長は、指定工事店から第九条第一項の届出を受理したときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し又は一年を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。

一 条例及び同条例施行規則並びにこの規則に違反したとき。

二 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不相当と認めたとき。

(業務の禁止又は一時停止)

第十二条 市長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、排水設備に関する業務を禁止し、又は一年を越えない範囲において、停止を命じることができる。

一 条例及び同条例施行規則並びにこの規則に違反したとき。

二 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。

（損害の責任）

第十三条 第十一条に定める指定工事店の指定の取消し又は一時停止、第十二条に定める責任技術者の業務の禁止又は一時停止に伴う損害について、市長はその責任を負わないものとする。

（公示）

第十四条 市長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

一 新たに指定したとき。

二 指定を取消し、又は一時停止したとき。

三 指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。

四 第九条第二項第一号及び第二号の届出を受理したとき。

2 市長は、公社が試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

（その他）

第十五条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則に基づき市長が責任技術者とみなした者に係る登録及び資格認定証は引き続き効力を有するものとする。また、公社の定める規程により登録の切替えが成された者については、その期限まで効力を有するものとする。

3 改正前の規則により現に指定を受けている指定工事店については、この規則により指定を受けたものとみなす。この場合の当該指定有効期間は、この規則施行の日以後に引き続き指定有効期間の残期間とする。

附 則 (平成一二年三月二四日規則第三号)

この規則は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月一三日規則第二九号)

この規則は、令和三年一月一日から施行する。